

学校給食費の無償化について  
(議案第58号資料)

学校教育の一環である学校給食について、給食の質を維持・発展させるこれまでの取組を継続するため、学校設置者として学校給食費相当額を補助することで、保護者の負担を軽減し、市立小中学校の学校給食費無償化を行う。

1 補正予算額

10 款 教育費 7 項 学校給食費 1 目 学校給食費  
一般管理経費 431,150 千円

2 事業内容

(1) 対象児童・生徒

- ・市立小中学校 18 校で実施する学校給食について、保護者が負担している学校給食費に対して全額補助を行う(児童 6,478 人、生徒 2,017 人。令和6年5月1日現在)。
- ・アレルギーその他の疾患を有すること、宗教上配慮が必要であること等の理由により、やむを得ず学校給食の提供を全く受けられない児童・生徒も学校給食費相当額を給付する。
- ・不登校児童・生徒に関しては、学校給食は魅力ある学校づくりの一環であり、給食を食べることも登校の動機になり得るため、学校給食を原則用意する。不登校児童・生徒が学校以外で学校給食を食べることのできる方策を検討する。

(2) 対象期間

令和6年4月分から遡って実施する。

なお、4月からの給食費は1学期末まで徴収を延期しているため、新たに返金等の対応は発生しない。

3 その他

実施にあたっては、公立学校給食費負担軽減事業の補助金(236,248千円)を活用する。

担当課 教育部教育支援課